

措置状況の公表について

平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年10月1日

高梁市監査委員 梅野 誠
高梁市監査委員 内田 大治

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【総務課】 「検討」 ①専門職の人員不足、年齢層の偏りについて</p> <p>②指定管理に係る手続き等は各担当課において行われているが、協定書の内容や報告書等の取扱い、履行確認状況などがまちまちであり、市として統一した基準が必要と思われる。しかるべき担当部署において指導・監督されたい。</p> <p>③土地の賃貸借契約については、公有財産の管理担当課でそれぞれ対応されているが、対応がまちまちである。市としての統一した方針を検討され、関係課で共有されるとともに、しかるべき担当部署において指導・監督されたい。</p>	<p>専門職の採用については、県内外の関係学科のある大学、高校等へ採用募集要項を送付、あるいは訪問するなど、人材確保のための活動を行っている。</p> <p>年齢層については、早期退職制度を活用、情熱枠による中途採用、また、専門職においては募集年齢上限を拡大することで、各年齢における職員数の平準化を図りたい。</p> <p>施設の特性及び設置目的により、管理運営方法等が異なり、統一した基準を設けることは困難な面も有するが、関連部署と検討を行いたい。</p> <p>財産管理委員会で示された賃借料の積算等の方針があり、その共有及び指導・監督について、担当課で徹底するよう促す。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>④勤務管理システムにおける事後申請、旅費支給について</p>	<p>事後申請とならないよう、今後とも職員に周知徹底を図る。</p> <p>旅費支給については、電算処理を誤った場合等の処置に戸惑う声が聞かれるが、確実な電算処理、時間的余裕を持った事務処理に心掛けるよう、所属長を通じて周知するとともに、システム上の問題については改善を検討したい。</p>
<p>【監理課】 「検討」</p> <p>①備品購入、役務業務の受注者を見積徴取により選定する際、予定価格に達していない場合の選定方法、期限を超過して提出された見積書の取扱、見積書を提出しない場合の取扱などについて明確にし、参考様式とともに各部署に周知されたい。</p> <p>②指名業者の選定に当たって、電子入札登録の有無より指名業者数基準を優先するべきと考えられる。業者選定における電子入札登録について再検討されたい。</p>	<p>備品購入、役務業務の受注者を見積徴取により選定する際、予定価格に達していない場合の選定方法、期限を超過して提出された見積書の取扱、見積書を提出しない場合の取扱など、物品・役務業務の見積合わせによる随意契約方法や契約の流れ等について、関係要綱や参考様式とともに再度周知を行います。</p> <p>IT化の推進による業務運営の効率化と入札参加者の利便性の向上を図るため、平成27年10月1日から建設工事（草刈業務を含む）、測量コンサルタントの入札については、電子入札を導入し、参加要件として事業者の利用登録が必要である旨、市ホームページや入札参加資格審査申請更新時において周知しています。</p> <p>なお、岡山県をはじめ、県下12市6町でも同システムを導入し、同等の扱いのうえ運用しています。</p> <p>指名業者の選定に当たっては、高梁市工事請負等入札指名委員会規定第7条において入札者の数を定めており、その数に満たないなど特殊な案件については、その都度指名委員会に諮り、業者数を決定しています。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【農林課】 「検討」</p> <p>①川上畑地かんがい施設運営について、これまで給水の中止または廃止については認めておらず、その結果長期滞納を生じる原因の1つにもなっているため、施設運営にも配慮しながら今後の対応を検討されたい。</p>	<p>これまで運用で認めてこなかった「給水廃止」については、その取り扱いが明確となっていなかった。給水廃止に伴う脱退の進め方を速やかに定め、対象者へ通知、協議を進め平成30年度中の廃止を目指す。</p> <p>「給水中止」については、施設の維持管理の観点から、その取扱いは慎重に行う必要がある、法律相談を行いながら、条件協議、条例確認をしながら対応内容の検討を進めたい。</p> <p>給水の中止または廃止にあたり、給水使用料の収入減少が見込まれるため、これに対応して歳入確保と歳出削減が不可欠であり、引き続き管理運営協議会と連携を図り適正な施設運営を目指す。</p>
<p>【有害鳥獣対策室】 「検討」</p> <p>①野猪等防護柵設置補助金の交付において、補助金の対象として個人設置と団体設置で区分されているが、電気柵本器の購入補助金額で端数処理の規定が統一されていない。公平性が図れていない制度上の不備。</p>	<p>野猪等防護柵設置補助金事業以外の各補助事業においても、補助金の率及び額で端数切り捨てるの規定が統一されていなかったことから、端数切り捨てるの規定を定め、統一した考えで補助金を交付するよう、高梁市有害鳥獣被害防止対策事業実施要綱（取扱内規）の一部改正を行った。</p>
<p>【産業観光課】 「検討」</p> <p>①公の施設に係る管理運営協定の契約締結において、協定期間中の委託料を規定しているにも関わらず、債務負担行為が設定されていないものが見受けられた。適切な予算執行となるよう取り組まされたい。</p>	<p>管理運営協定書において、協定期間中の委託料の額を規定していますが、年度協定においても規定しています。</p> <p>委託料は指定管理者との協議により、予算の範囲内で、年度協定にて毎年定めるべきものであると考えます。</p> <p>平成30年度末で協定期間を満了するため、次期の協定書で改めます。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【成羽地域局】 「改善」</p> <p>①委託業務に係る受注者選定において、最低見積価格が予定価格を上回っていた際、予め通知文書に明記せず、また監理課合議を行うこともなく、最低価格業者と協議の上契約を締結した。</p> <p>②公の施設に係る指定管理においては、協定、契約に基づき適切な業務管理、予算執行に努めること。</p>	<p>今後同様の事例が発生した場合、下記の通り適正な事務手続きを行うよう徹底します。</p> <p>また、局内で同様の事例が発生しないよう情報共有に努めて参ります。</p> <p>①見積合わせの結果を調書で報告する際、予定価格に達していない不落の報告を監理課へ行う。</p> <p>②不落の場合、違算等がないか設計書の再確認を行い、再度見積合わせも検討する。</p> <p>③地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による特命随意契約を取り交わす場合には監理課の合議をする。</p> <p>決裁後、最低見積業者から見積書を提出してもらい、予定価格内であれば、特命随意契約を取り交わす。</p> <p>今後は、担当者が業務を正しく理解し、厳重にチェックし、指定管理者に対しては適切な予算執行を指導します。</p>
<p>【川上地域局】 「検討」</p> <p>①公の施設における指定管理において、修繕費の支払区分が、基本協定と年次協定において差異があるものが見られた。今後の対応を明確にするとともに、適切な対応に努められたい。</p>	<p>修繕費の負担区分については、年次協定によって運用している。</p> <p>基本協定での記載が年次協定と異なる点については、次期協定時（平成32年度）に改めます。</p>
<p>【備中地域局】 「改善」</p> <p>①地域振興調整費補助金に係る補助事業において、対象事業が完了していないにも関わらず、補助金を通常払いとして支出されている事例が判明した。事業の年度内完了を確認する事はもとより、正しい区分での予算執行を行われたい。</p>	<p>指摘に基づき設置完了確認を行いました。</p> <p>設置確認日：平成30年3月30日</p> <p>事業完了の確実な確認、正しい区分（通常払・概算払）での予算執行など、適正な事務処理を徹底しました。</p>

指摘事項の概要	指摘に基づき講じた措置の概要
<p>【こども未来課】 「検討」</p> <p>①幼稚園等における修繕工事等の実施時期について、園児等の安全と健康に配慮し、適切な時期に実施されるなど、計画的な執行管理に努められたい。</p> <p>②前年度の定期監査において実施すると回答のあった、未収金に係る催告等について、今年度確認したところ、実施がなされていなかった。高梁市債権管理マニュアルなどに基づき、積極的、計画的に取り組まれたい。</p>	<p>今年度予定している幼稚園等の改修工事等は、園運営に支障をきたさないよう園の夏季休業中に工事を完了するべく、計画的な執行管理に努めています。</p> <p>未収金に係る催告等について、毎月の督促と年2回の納税相談を行い、計画的な未収金の回収に努めていきます。</p>
<p>【社会教育課】 「改善」</p> <p>①長期継続契約において、契約期間が規則で制限した期間を超えており、さらに契約書に添付の仕様書に契約期間の自動継続事項を記載するなど不適切な契約内容が見られた。</p> <p>「検討」</p> <p>①実績報告書の提出時期が、高梁市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則第8条第1項では30日以内と規定されているが、高梁市図書館指定管理業務協定書第40条第1項では60日以内となっている。</p>	<p>仕様書に記載の契約期間の自動継続事項については、不適切なただし書き部分を削除しました。</p> <p>高梁市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則の一部を改正し、第8条第1項にただし書を加えて、「市長がやむを得ないと認める場合は、事業報告書の提出期限を当該年度の出納閉鎖日までの範囲内で別に定めることができる。」こととした。</p>